

ば業務と業務委託料が縮小均衡している状態になり、受託者としては委託者に対して経済的利益を無償で供与しているわけではないため、原則として寄附金には該当しないと考えられる。

今後の対応

緊急事態宣言中に業務量を減少した場合の業務委託料などの支払については、ほとんどの場合に契約書には規定されておらず、各社とも手探り状態で解決してきたところである。今後、感染の再拡大により緊急事態宣言が再度発令される可能性があるため、緊急事態宣言中に業務量を減少する場合の業務委託料の取扱いについて相手方と早急に交渉し、覚書などを締結しておくことが望ましい。

また、今後当分の間は、新型コロナウイルス感染症の影響により状況が変わりやすいため、契約期間の短縮や、中途解約条項の導入（事前予告期間や中途解約に伴う損害賠償義務などにも留意する）、協議条項（新型コロナウイルス感染症の影響など事情の変化により業務委託料など契約条件を変更できるように協議する旨の条項）の導入、債務者の免責事

由（新型コロナウイルス感染症の影響により具体的にどのような場合に免責されるか）についての検討などをしておく必要がある。なお、下請法が適用される場合には、下請法に留意して交渉しなければならない。

第3章

復旧支援目的による損失になるか 賃料減額要請をめぐる 法務・税務ポイント

【この章のエッセンス】

● 法務面では、原則として賃借人からの賃料減額要請に対して応じる必要はなく、賃借人として賃借人の経営を支援する意思があるのであれば賃料減額に応じることも考えられる。

● 税務面では、減額した賃料相当額は寄附金に該当するおそれがあるため、FAQの要件に従い、特に、賃借人の経営を支援する意思を覚書に規定しておくことなどが必要となる。

今回の件について、企業側がとれる対策をまとめると次のようになる。

【企業の対策】

① 緊急事態宣言中に業務を縮小する場合の業務委託料の取扱いにつ

いての交渉と覚書の締結

② 契約期間の短縮、中途解約条項・協議条項の導入

③ 債務者の免責事由についての検討

法律上の問題点

本年2月や3月頃、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、不要不急の外出や飲食店での会合を自粛するように要請された頃から、飲食店および食料品を除く小売店などの売上が大幅に減少し、飲食店や小売店から賃料減額の依頼が多くなされるようになった。

不動産賃貸借契約では、賃借人が賃借人に対して不動産を使用収益させる義務を負い、一方、賃借人は賃借人に対して賃料支払義務を負うこ

とになる。賃借人としては、緊急事態宣言発令後においても、不動産を使用収益させる状態で賃借人に提供して自らの債務を履行しているため、賃借人は賃借人に対して賃料支払義務を負うことになる。契約自由の原則のもとでは、当事者間の合意により、賃料を減額する旨の合意も可能であり、賃借人としては賃料減額に応じるか応じないかを任意に判断することができる（図表4）。

なお、ショッピングモールやデパートなどの商業施設との出店契約では、前記とは別個に検討する必要がある。緊急事態宣言の発令により、